

第7節 興行場等

■第37条（敷地と道路との関係）関係

（敷地と道路との関係）

第37条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下この節において「興行場等」という。）の用途に供する建築物の敷地は、客席の床面積（集会場にあつては、当該客席の床面積の2分の1に相当する床面積。以下この節において同じ。）の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に敷地の外周の長さの7分の1以上接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の客用の屋外への出口がそれぞれの道路に面している場合における当該道路の幅員については、次の表によることができる。

客席の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	6メートル以上	4メートル以上
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

3 前2項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難と平常時における通行の安全を目的として、不特定多数の利用者密度が高く、また、集散が一時に集中する興行場における敷地が接する道路の幅員と接道長さについて定めたものである。

【解説】

1. 「集会場」について（第1項）

「集会場」については、第19条の解説3（p20）を参照してください。

2. 「客席の床面積」について

「客席の床面積」とは、いす席の部分のみに限らず、いす席の前後の間隔スペースや通路等、利用者が利用する空間をいいます。なお、室の一部に設ける収納や倉庫等は含まれません。

また、固定席のない結婚式場や葬祭場等の室については、利用者が利用する空間の全てが「客席の床面積」として取り扱うこととなります。

ただし、集会場については、利用形態上他の劇場や公会堂と同一基準を適用することが適切でないため、客席としてとらえる床面積の算定は、当該客席の床面積の1/2と規定しています。

3. 「2以上の道路に接し」について（第2項）

「2以上の道路に接し」については、第31条の解説3（p34）を参照してください。

■ 第38条（前面空地等）関係

（前面空地等）

第38条 興行場等の客用の屋外への主要な出口と道路の境界線との間には、客席の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる間口（空地の幅をいう。以下同じ。）及び奥行き（道路の境界線からの距離をいう。以下この項において同じ。）を有する前面空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	出口が道路に面している場合		出口が道路に面していない場合	
	間口	奥行き	間口	奥行き
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	次条第1項に規定する客用の屋外への出口の幅の合計以上	2メートル以上	5メートル以上	道路から最も離れた客用の屋外への主要な出口の端までの長さ以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの		3メートル以上	6メートル以上	
600平方メートルを超えるもの		4メートル以上	8メートル以上	

- 2 興行場等の用途に供する建築物の主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造のポーチ（これに類するものを含む。）とすることができる。
- (1) 内法の高さは、3メートル以上とすること。
 - (2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。
 - (3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。

- 3 興行場等の客用の屋外への出口で、道路に面して設けるものは、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。
- 4 興行場等の用途に供する木造建築物等の外壁は、その長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面していなければならない。

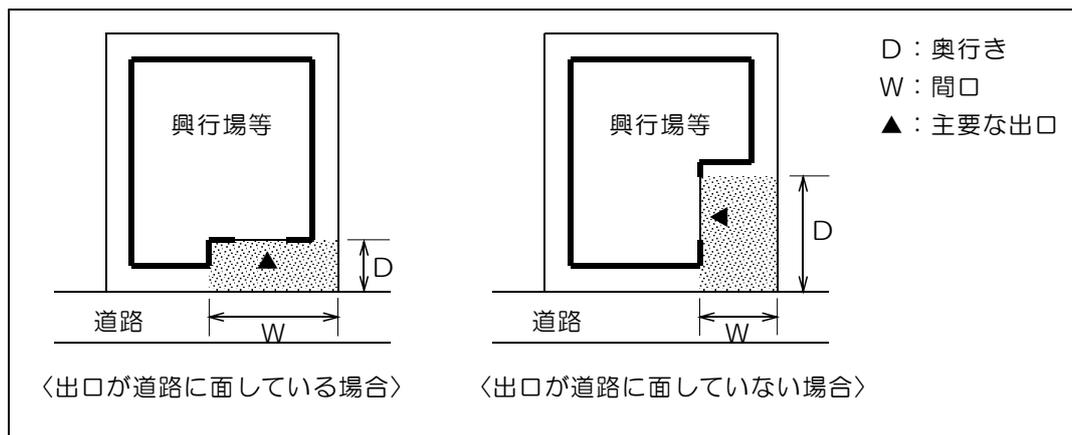
【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難並びに延焼防止及び平常時における通行の安全を目的として、興行場等の主要な出入口付近における空地の設置等について定めたものである。

【解説】

1. 「前面空地等」について

「前面空地等」は、出口周辺における混雑緩和並びに集散時における通行の安全及び災害時における円滑な避難を行うスペース等としての利用が期待されることから、植栽や駐車スペース（車路を除く。）等により有効に空間が利用できない場合には、本条の前面空地等に該当しないものとして取り扱います。



■図27：前面空地等の例

2. 「客用の屋外への主要な出口」について

「客用の屋外への主要な出口」とは、客が通常利用する出口をいいます。また、「客用の屋外への出口」とは、客が通常利用する出口のみに限らず、災害時も含めて客が利用する全ての出口をいいます。

「客用の屋外への主要な出口」が複数存在する場合は、それぞれに第1項に適合する必要があります。また、第3項の規定は、第1項の規定と重複する部分があるため、実質的に「客用の屋外への主要な出口」以外の出口について規定されています。

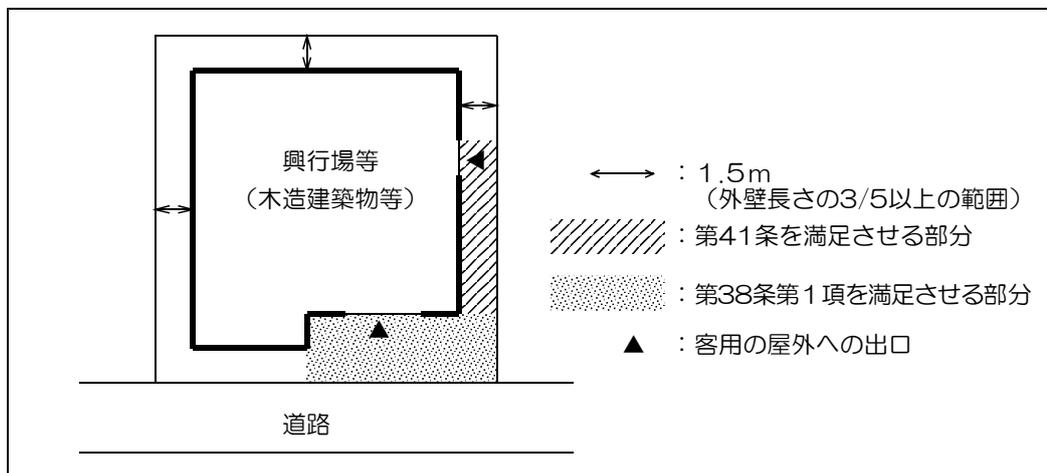
3. 「歩廊、ポーチ（これに類するもの）」について（第2項）

「歩廊」とは、興行場等から独立した構造であることを前提としています。興行場等の用途に供する建築物と一体で設ける場合は、「ポーチ（これに類するもの）」として取り扱います。

また、「これに類するもの」とは、ピロティー等で空地の機能が確保できる形態のものをいいます。

4. 「木造建築物等」について（第4項）

第4項の規定を例示すると、次のとおりです。なお、「木造建築物等」については、第18条（木造校舎と隣地境界線との距離）（p18）で、「その主要構造部の政令第109条の4に規定する部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもので、耐火建築物及び準耐火建築物を除く。」と定義しています。



■ 図28：木造建築物等における前面空地等の例

■ 第39条（屋外への出口）関係

（屋外への出口）

第39条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は、1.2メートル以上とし、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

2 前条第1項に規定する前面空地に面する客用の屋外への主要な出口の幅の合計は、前項に規定する幅の合計の3分の1以上としなければならない。

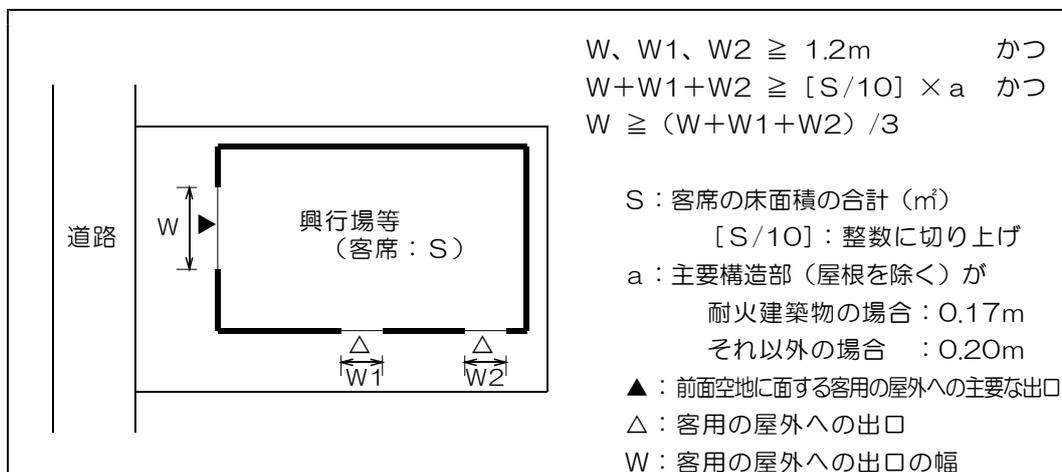
【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難を目的として、興行場等の客用の屋外への出口の幅について定めたものである。

【解説】

1. 「屋外への出口」について

「屋外への出口」の規定を例示すると、次のとおりです。



■ 図 29：客用の屋外への出口の例

■ 第 40 条（階段）関係

（階段）

第 40 条 興行場等の客用の階段の幅の合計については、前条第 1 項の規定を準用する。
2 前項の階段には、回り段を設けてはならない。

【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難を目的として、興行場等における階段の構造について定めたものである。

【解説】

1. 「回り段」について

「回り段」については、第 14 条の解説 5（p 15）を参照してください。

■ 第41条（敷地内通路）関係

（敷地内通路）

第41条 興行場等の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は第38条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合には、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた幅以上としなければならない。ただし、局部的な敷地内通路で避難上支障がないものについては、この限りでない。

3 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。

4 主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第38条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

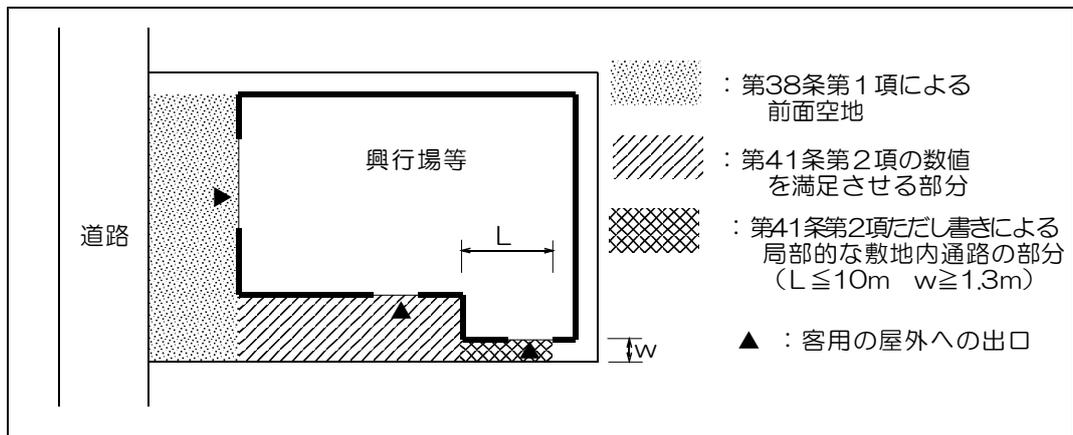
【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難を目的として、興行場等の敷地内通路について定めたものである。

【解説】

1. 「ただし書きの取扱い」について（第2項）

「局部的な敷地内通路で避難上支障がないもの」とは、避難導線計画上の支流部分として位置づけることのできる敷地内通路の端部等で、有効幅員が1.3メートル以上、かつ、奥行きが10メートル以下のものが原則となります。



■ 図30：敷地内通路の例

2. 「3段以下の段」について（第3項）

この規定は、敷地内通路上に認知しにくい段差が設けられると、避難時に将棋倒し等の要因となる恐れがあることから定めたものです。

■ 第42条（廊下及び広間の類）関係

（廊下及び広間の類）

第42条 興行場等の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で避難上支障がないとき又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅員3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面している場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル（主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造のものにあっては、300平方メートル）以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3 第1項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように壁で客席と区画しなければならない。

4 興行場等の客用の廊下、広間の類及びこれらに通ずる出入口の戸の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 廊下の幅は、当該廊下を使用する客席の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅以上とすること。

客席の床面積の合計	廊下の幅
200平方メートル以内のもの	1. 2メートル以上
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1. 3メートル以上
300平方メートルを超えるもの	1. 3メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに10センチメートルを加えた数値

(2) 廊下及び広間の類には、3段以下の段を設けないこと。

(3) 客席から廊下又は広間の類に通ずる出入口の戸は、開閉する場合において、当該廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効に保持できるものとする。

【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難を目的として、興行場等における廊下及び広間の類について定めたものである。

【解説】

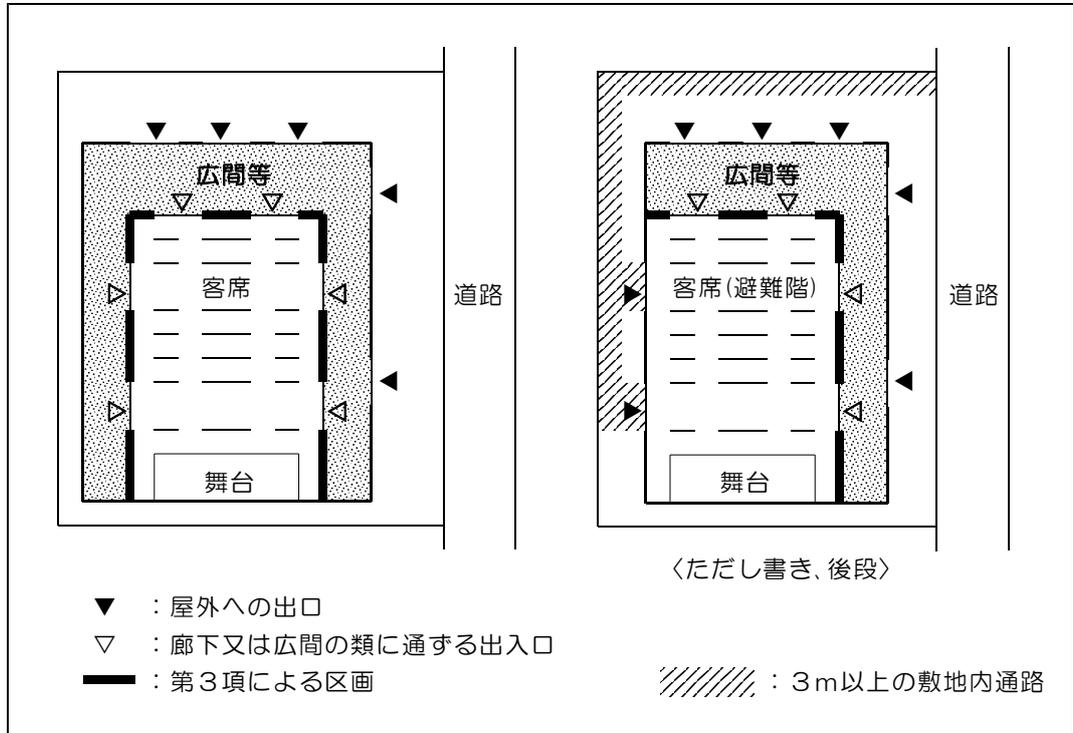
1. 「客席の両側及び後方」について（第1項）

この規定は、客席からの避難時において一定の人数を滞留することができるスペースが必要なことから定めたもので、通常、興行場等のスクリーンや舞台等は前面にあり、前方から避難することがないので「客席の両側及び後方」に廊下又は広間の類を設ける規定となっています。

集会場等で前面にスクリーン等がない場合や前後方の特定ができない場合には、客席の周囲に廊下又は広間の類を設けることが望まれます。

2. 「廊下及び広間の類を設けなければならない」について（第1項）

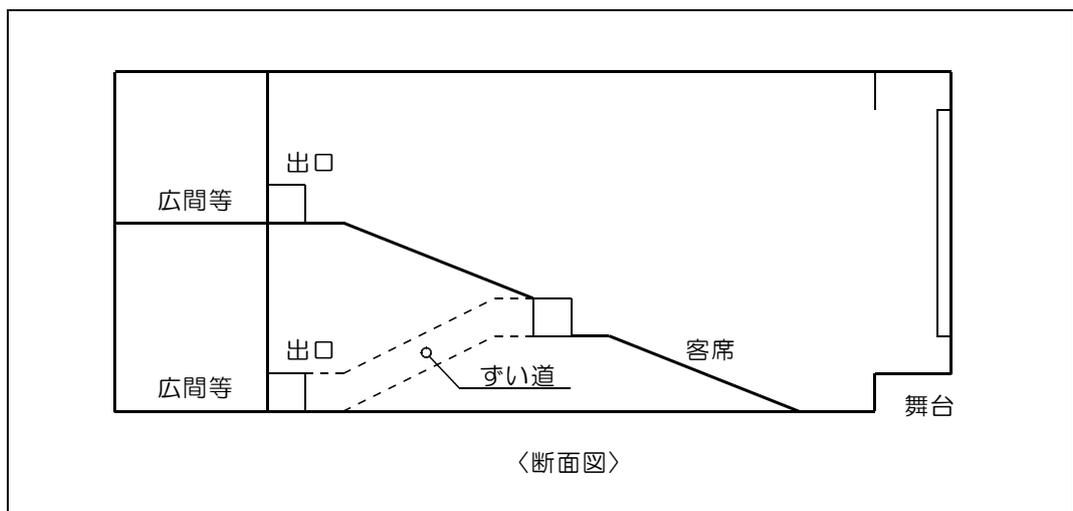
第1項の規定を例示すると、次のとおりです。



■ 図31：廊下及び広間の類の例

3. 「ずい道」について（第1項）

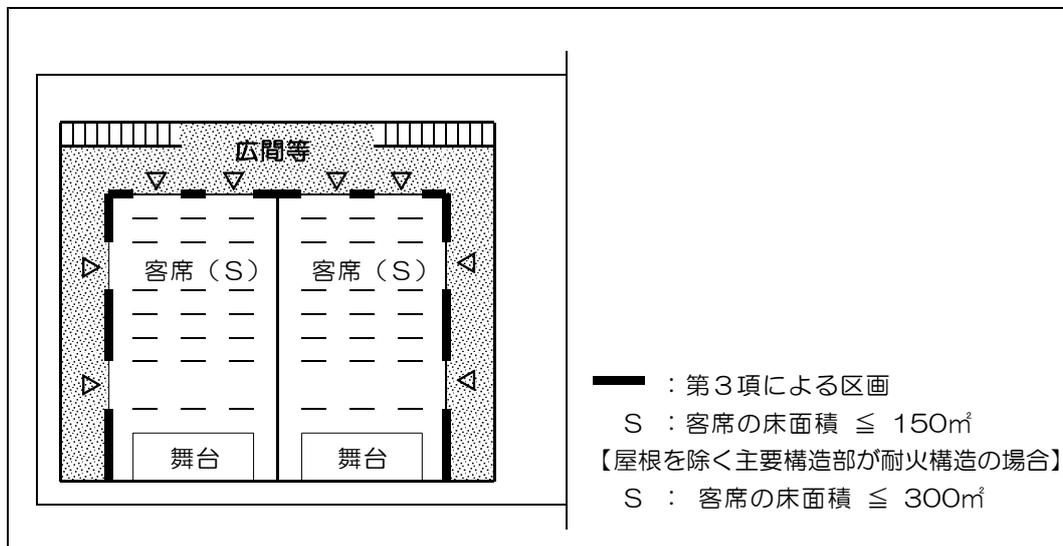
「ずい道」とは、客席から広間等にくぐり抜けるための通路をいいます。ひな壇上の構造をした客席に多く見受けられます。



■ 図32：ずい道の例

4. 「廊下又は広間の類を客席の片側とすることができる」について（第2項）

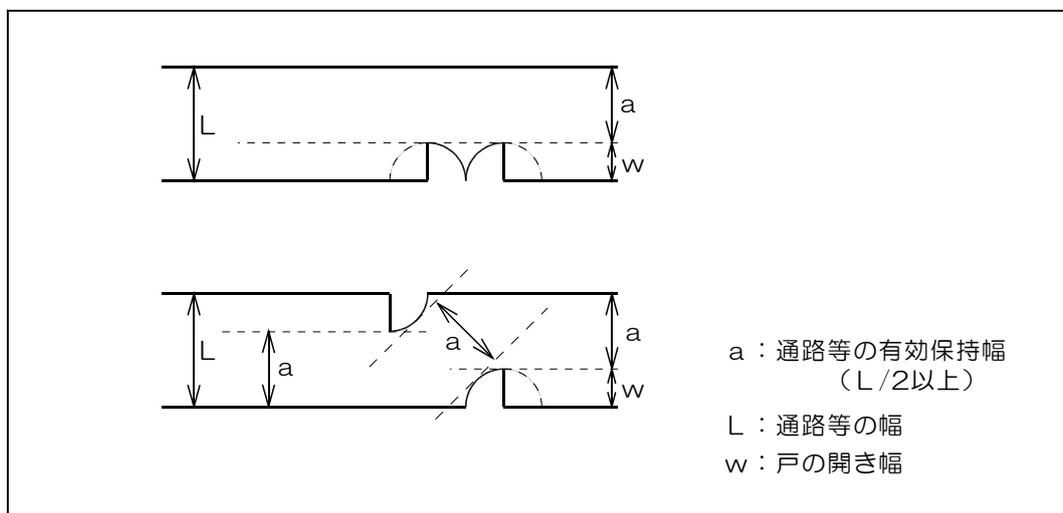
第2項の規定を例示すると、次のとおりです。



■ 図 3 3 : 廊下又は広間の類を客席の片側とすることができる例

5. 「2分の1以上を有効に保持」について（第4項第3号）

興行場等の客席への出入口は、基本的に外開きに計画されるため、戸が開放された状態にあっても、円滑な避難が確保されるよう定めたものです。



■ 図 3 4 : 客席への出入口の戸

■ 第43～44条（客席内の手すり及び通路の構造）関係

（客席内の手すり）

第43条 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の客席の段床（段の高さが50センチメートル以上の段床に限る。）には、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

（客席内の通路等の構造）

第44条 興行場等の客席内の通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する通路及び客席の構造上、段を設けることがやむを得ないと認められる通路（避難上支障がない部分に限る。）については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により段を設ける場合は、けあげは18センチメートル以下とし、踏面は26センチメートル以上としなければならない。
- 3 第1項ただし書に規定する通路で、高低差が3メートルを超えるもの（階段のこう配が5分の1以下であるものを除く。）には、高さ3メートル以内ごとに当該通路に通ずる横通路又は幅1メートル以上のずい道（以下「ずい道等」という。）を設け、当該ずい道等を廊下若しくは広間の類又は階段に通じさせなければならない。
- 4 第1項の通路のこう配は、10分の1（滑り止めを設けたときは、8分の1）を超えてはならない。

【趣旨】

本各条は、災害時における円滑な避難を目的として、興行場等における客席内の手すり及び通路の構造について定めたものである。

【解説】

1. 可動式の客席について

壁面等に収納された可動式の客席については、利用時において固定席と同様の形態となることから、固定席としての規定が適用されます。

2. 茅ヶ崎市火災予防条例について

興行場等における客席の構造や通路等の構造については、茅ヶ崎市火災予防条例（平成4年条例第4号）においても規定がありますのでご注意ください。

■ 第45条（客席の出口）関係

（客席の出口）

第45条 興行場等の客席から廊下又は広間の類に通ずる出口には、段を設けてはならない。

2 前項の出口の幅は、当該出口に通ずる客席内の通路の幅（その幅が1メートルに満たない場合には、1メートルとする。）以上とし、同項の出口の幅の合計については、第

39条第1項の規定を準用する。

- 3 第1項の出口を2以上設ける場合には、互いに近接した位置に設けてはならない。
- 4 興行場等の客席でいす席が床に定着していない場合の第1項の出口の数は、区画された客席の床面積の区分に応じて、次の表に掲げる数以上としなければならない。

区画された客席の床面積	出口の数
30平方メートル以下のもの	1
30平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	3
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	4
600平方メートルを超えるもの	5

【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難を目的として、興行場等における客席の出口の構造について定めたものである。

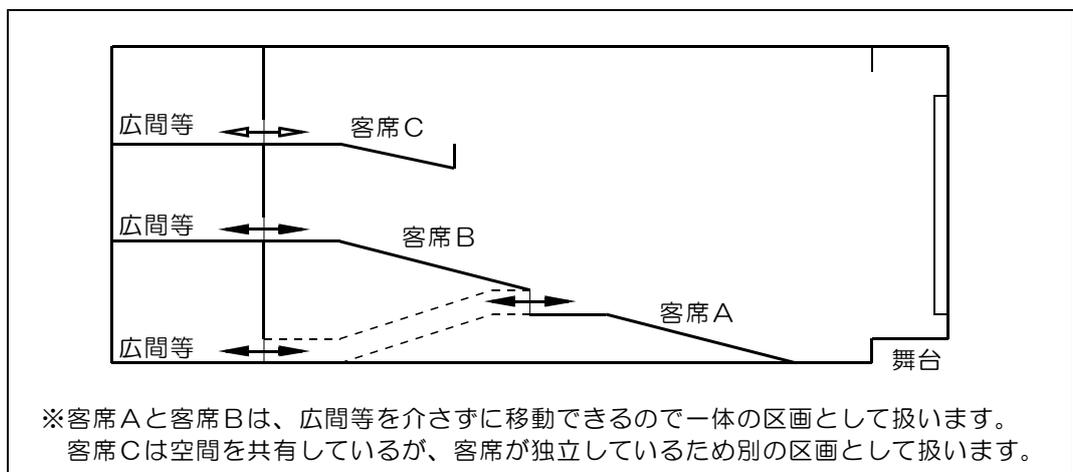
【解説】

1. 「互いに近接した位置に設けてはならない」について（第3項）

この規定は、災害時等に1方向の出口に人が集中することを避けるため定めたものであることから、出口を2以上設ける場合には、客席の配置構成等を勘案し動線が偏らない位置に設ける必要があります。

2. 「区画された客席」について（第4項）

「区画された客席」とは、間仕切り壁（可動式を含む）等による区画及び避難上の異なる区画（間仕切り壁の有無を問わない）をいいます。



■図35：区画された客席の例

■ 第46条（舞台部の構造）関係

（舞台部の構造）

第46条 興行場等の舞台とこれに附属する各室との隔壁は、準不燃材料で造らなければならない。

- 2 興行場等の舞台の上部及び下部には、楽屋、控室、道具部屋その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、舞台の下部を防火上安全な構造とした場合には、その部分については、この限りでない。

【趣旨】

本条は、火災時における延焼の防止を目的として、興行場等における舞台部の防火性能について定めたものである。

【解説】

1. 「舞台に付属する各室」について（第1項）

「舞台に付属する各室」とは、音響機械室や照明機械室等で舞台に付属している室をいいます。

2. 「ただし書きの取扱い」について（第2項）

「舞台部の下部を防火上安全な構造とした場合」とは、防火区画やスプリンクラーその他の消火設備の設置等により、一定の防火性能を確保できる構造等としたものが原則となります。

■ 第47条（主階が避難階以外の階にある興行場等）関係

（主階が避難階以外の階にある興行場等）

第47条 避難階以外の階に主階がある興行場等の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に主階を設ける場合には、直通階段の1以上を避難階段又は特別避難階段とすること。
 - (2) 建築物の地階に主階を設ける場合には、客席の床面積の合計は、200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。
 - (3) 建築物の5階以上の階に主階を設ける場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設けること。
 - (4) 前号の場合には、主階のある階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。
- 2 前項第3号の屋上広場については、第34条の規定を準用する。
 - 3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。

4 建築物の避難階以外の階に主階を設ける興行場等については、第38条及び第39条第2項の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難を目的として、避難階以外に主階がある興行場等の構造について定めたものである。

【解説】

1. 「主階」について（第1項）

「主階」とは、受付ロビーや券売機、ホワイエ等を持つ階をいいます。なお、客席が2以上の階を利用し出口がそれぞれの階にある場合においては、その主たる避難出口がある階を「主階」として取り扱います。

■ 第48条（制限の緩和）関係

（制限の緩和）

第48条 この節の規定は、市長が建築物の用途又は規模により、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

【趣旨】

本条は、この節の規定を適用しない許可の範囲について定めたものである。